

処分推進体制に対する各委員からの御意見について

(1) 実施主体の役割と責任の明確化

- 実施主体の役割を国の基本方針に位置づけて国民に示すべき。役割と責任の明確化が必要。(新野)
- NUMOと政府の役割分担が不明確。権限と責任の所在を明確化すべき。(寿楽)
- 実施主体は公益と社会の意思に即した処分事業の実施に一義的で明確な責任を持つべき。実施主体の権限と責任を改めて明快にするとともに、経営陣が実効性のある決定権を持ち、かつ実施責任をはっきり負う体制とするべき。(寿楽)
- NUMOが責任を持って取り組むことが重要。役割を明確化してきちんとPDCAを回して欲しい。(辰巳)
- 国が前面に立って適地に申し入れるというが、押しつけでない申入れが可能か。NUMOがその申入れのサポートをするとすれば、自治体からするとその責任分担がぼやける。結局は国が全責任を負うことになり、NUMOの存在価値がなくなる。そうすれば、原子力発電を行う主体は最終責任から逃れることになってしまう。(辰巳)
- NUMOの活動が経済産業省の監督の下で、萎縮しているように思われる。NUMOは積極的に経済産業省に働きかけるようにしてほしい。また経済産業省もNUMOの活動を縛るのではなく、できる限り自主性を重んじ、地層処分の実現という目標を共有して、良い協力関係を築いてほしい。(朽山)
- 国が実施すべき事柄と、民間事業者が実施すべき事柄の役割分担を明確にし、責任ある実行体制を整えるべき。(西川)
- 最大の問題は、NUMOが「処分地の公募制」に頼りすぎ同じことをずるずると続けてきたこと。一方、国や電力等は、NUMOを実施主体として責任を押しつけたまま改善の方針を示さなかった。NUMOが責任を持って事業を推進するために、自主的な判断能力と権限、そして使命感を持てるような組織とシステム構築が必要。(山崎)

(2) 国民との対話のあり方

- 国の基本方針として処分地の必要性和立地選定基準を選定前に、国民の共通理解としておくことが大切。その際には、社会的な要件や経済的な問題も合わせて示していくことが必要。(新野)
- 決定権を持つ人自らが対象地域の人々と直接顔を合わせ、国や専門家とも連携しながら各々の責任の範疇で説明や行動することが重要。(新野)
- 立地の風土や多様な思いをくみ取り、中央と地方相互の理解を深めるための仕組みが必要。(新野)
- フランスC L Iのような「地域対話」の場の設置と、そのような場に適切に情報を提供できる仕組みの整備が必要。(崎田)
- 実施主体が、地域の主体的な参加や意思決定を前提として事業を進めるためには、地域が自らの手で、技術的な検討や様々な人文社会科学的な検討を行えるようなプログラムを設け、そのための体制や財源も用意すべき。(寿楽)
- NUMOの活動に「安全性の理解活動」という単語がまだ残っているのなら、安全神話と言われた震災前の原子力推進活動と同じ強硬さを感じる。どういう形でコミュニケーションを図っていくのか具体的な活動方針を出してほしい。(辰巳)
- 国民への説明については、安全確保のための科学技術の方向性と到達度を明らかにすべき。(西川)
- 国が前面に立った処分推進体制について、全国の立地自治体や全国知事会に対し、内容を丁寧に説明し理解を得ることが必要。(西川)

(3) 第三者機関のあり方

①最終処分の取組全体に対するチェック機関

- 透明、中立、公平という言葉を具体的にどう表現し、行動していくかが重要。(新野)
- 処分事業をチェックする中立公平な独立機関が社会的・経済的観点も含めて複数必要。その結果を国民に示すべき。(新野)
- 取組全体をレビューし、監督する第三者組織が必要。その設計の議論をせずに個別具体を動かすことのリスクは十分に考えるべき。国の原子力政策に対する国民の信頼が崩れている状況で、処分問題にかかわる第三者組織の設計が一番重要。(小林)
- 第三者組織は、回収可能性を含む技術的な側面のレビューと可逆性を含む社

会的・経済的な側面のレビューの両方の機能が必要。(小林)

- NUMOは、3年ごとの中期計画を立てて実施状況報告書を作成公表し、第三者機関の評価を受ける制度の導入が必要。第三者機関としては、原子力規制委員会や新体制の原子力委員会が相当。(崎田)
- 立地地域の絞り込みの過程や立地適正等について監視し、その結果を地元に対して説明していく中立機関が必要。その際には司法の経験者をトップにした中立機関が行司役となると良い。原子力委員会が、推進機能を無くし中立的な機関に徹底すると言うことであれば、その下に円卓会議的な更に中立的な機関を設けると言うやり方もあり得る。(高橋)
- PDCAを回すにあたり、NUMOの活動を誰がどういう形で評価していくのかも見直す必要がある。NUMOの評議会はその役割ではない。(辰巳)
- これまでの審議会も1年に一回の会議でNUMOの活動をきちんとチェックするに至らなかった。常時見ていく組織が必要。(朽山)
- 第三者評価機関も何をどう評価するのかを具体的に詰めていくことが必要。(吉田)

②処分事業 (NUMO) に対するチェック機関

- NUMOの評価委員会は、人選も含めて信頼されなければ、その評価結果も信頼されない。(新野)
- NUMOのような公益団体系の場合には、外部の組織を第三者的組織として設置活用しなければ、社会的信頼は得られない。(小林)
- 健全かつ実効的なガバナンス体制を整えた上でなければ、第三者機関等を設置しても実質的な民主的統制は担保されないし、事業の適切な実施もおぼつかない。(寿楽)
- NUMOの評議委員の役割は何か。助言を行う学会や専門家は何をしているのか。(辰巳)
- 一年ごとに目標を持って、毎年評価しながら取り組んでいくべき。(西川)

(4) 組織体制について

①NUMOの組織体制

- 国民や住民との信頼醸成の視点からも、顔の見える関係作りと継続して関わられる人材配置が必要。(新野)
- NUMOに仕事を割り当てて、一部修正で済ませてきたところに大きな反省点がある。中途半端なことは止めて、根本的に議論すべき。(新野)
- 国と連携し、処分事業の実施に向けて強力なリーダーシップを発揮する体制

に向けて組織改革して欲しい。(崎田)

- 社会との信頼関係の醸成のため、立地対応や広報の統合化、専門要員の強化が必要。NUMOの顔となる「地域対応責任者」と「部署」を地域に配置して国民や地域の信頼を得られる組織とすべき。(崎田)
- 「NUMOに対する国民や地域の信頼感醸成に向けた取り組み」を優先すべき。NUMOの役割や具体的な取り組みの明確化、実施状況の透明化、第三者評価の実施などが重要課題。(崎田)
- 「地域対話の場」にNUMOの三年ごとの報告内容を情報提供し、そこから報告書に対する意見書を受け取り、運営に活かし、その内容をHP等で情報公開する等の仕組みの導入が必要。(崎田)
- NUMOは具体的に事業を実施した経験が無く、社会からの信頼が決定的に不足している。過去の原子力事故や不祥事について社会が深刻に捉え、それらとの関連で処分問題を見つめている中で、組織体制等を表面的に見直しても何かが上手くいくとは思えない。(寿楽)
- 最終処分事業に具体的に着手する以前に、実施主体が関連の事業経験や実施能力を培い、判断材料が積み上げられることが必要。地層処分ならびに代替的な管理・処分方法についての研究開発事業や、中・低レベル廃棄物等、他の放射性廃棄物の処分事業を一元的に担当させることも一案。(寿楽)
- 研究開発事業には、管理・処分技術の研究開発のみならず、HLW管理・処分プログラム全体についての社会・経済・倫理・政治的検討やそれに関する学術研究を支援する施策も含めるべき。(寿楽)
- 他の原子力施設やそれらの実施主体と長年の関係がある立地地域の意見や、従来の候補地公募方式やNUMOのこれまでの取り組みに対する社会の様々な意見を聞き、体制見直しに反映させることが必要。他国の経験も改めて詳しく踏まえる必要。十分な検討期間を設け、見直しの内容は説得力のある根拠が明確に示されるべき。(寿楽)
- NUMOは国民にもっと役割を理解して貰うべき。(辰巳)
- 実施主体が日本の地質環境について検討を進めることを可能にするような環境の準備が必要。(徳永)
- 信頼が失われている中で強引な対応策を出しても信頼回復につながらない。信頼を回復するためにはどういう組織であるべきかという視点で総括して欲しい。実施計画のスケジュールを少し遅らせてでも、じっくり制度・組織改革をしていくべき。(伴)

②NUMOの技術強化

- 深地層研究施設と連携し、地下に関する知見を強化すべき。(崎田)
- 今集中して取り組むべきことと全体として実力を持っておかなければならないことのバランスが重要。代替オプション研究の成果や地下研究施設を持っている組織からの成果をどのように受け入れていくのか等、単に結果を貰うだけではなく考えて欲しい。(徳永)
- 長期にわたる事業を確実に実施する組織として、技術者の育成と技術力の継続を意識することが必要であり、そのための仕組みを準備すべき。また、その中で技術の進展の結果を柔軟に受け入れられることが可能か。(徳永)
- 研究開発の現場を持っておらず、社会との対話でも科学技術を根拠にした説明が十分にできず信頼が得られていない。NUMO内での技術開発の強化と重視、あるいは今技術開発をやっている人たちとの統合化又は連携を図ることが必要。(朽山)
- 放射能の減量や低毒化など科学技術等の関係では、「もんじゅ」など原子力研究開発機構との連携が必要。(西川)
- 科学技術の面では、地震学、地質学、地形学等の権威ある組織をしっかりと作り、国際的連携を深めながら進めるべき。(西川)
- 実施主体としての顔となる技術者を育てていくことに重きを置いた体制作りが必要。これまでも技術的な知見の蓄積はあるので、これを活かすべき。(吉田)
- 技術的品質の維持と関係学会等を通しての技術の共有化は、NUMOの組織としての信頼性を確立し、不動のものとする上でも重要である。そのためには持続性が最も重要であり、そのための組織づくりが不可欠と考える。(吉田)
- 地層処分は多岐に渡る技術の総合化が不可欠である。そのためにも様々な技術において日本の地質環境に合致した技術を、All Japan という観点から俯瞰できるよう縦割りとならない組織とすべき。(吉田)

③国の体制強化

- 国も一元的に見ていく体制をしっかりと考えるべき。(小林)
- ミッションと組織の充実が必要。NUMOと併せて、所管する経済産業省の組織においても、指導力を強化するなど充実が必要。(西川)

(5) その他

- 地層処分という処分方法自体、社会には必ずしも十分に信頼されていない中、単に組織体制を改めても、現時点で実施主体への信頼を十分に確保することは困難。体制やプロセスを手直しすることだけで短期間に現状を打破できる局面ではない。(寿楽)
- 経産省ならびにNUMOとしては具体的にどのようなプロセスを経て処分地選定を行う考えなのか。事業実施側として、具体的な考え・案が示されるべき。こうした議論は具体的な取組の実施と並行して行うべきではない。(寿楽)
- 拙速に物事が進められていると社会から見なされれば、どのような「見直し」を行っても実施主体も処分プログラム全体も社会からの信頼を得られず、事業は頓挫する。疑念を招くことのないように万全を期することは実施側の責任であり、自分たちの意図が健全であるとの自負のもとに、社会の側の「誤解」に帰責して「理解」を求めるという筋道は誤り。(寿楽)
- 処分場候補地選定に向けた取組みをまずは一定の期間、完全にストップし、その間にこの議論を含むHLW管理・処分プログラム全体の包括的かつ抜本的な見直しを進めることが必要。(寿楽)
- 規制側がどういう役割を果たすのか整理して欲しい。(徳永)

(※) NUMOの説明資料に対する注文

- 3.11 以後は科学的に適性の高い地域の選定と住民による冷静な議論の場が必要と総括をしているが、こうした当たり前のことを学習の成果としてこの場に出してくるのを見ると、どの程度必死に取り組んできたのか疑わしく感じる。(小林)
- これまでも改めるべき点が指摘されてきたにもかかわらず、なぜ改善されなかったのか。改善する上で何が障害となっているのか。今回の新しい取組ではなぜできるのか。具体的に説明して欲しい。(寿楽)
- これまでのWGにおける検討を踏まえ、実施主体としてどういう活動を強化すべきという観点から、NUMOとしての今後の取組を説明して欲しい。(徳永)